

## 第28回 内子町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和7年6月25日(水) 午後2時00分～午後2時19分
2. 開催場所 内子分庁 3階 大会議室
3. 出席委員(28名)

4. 欠席委員(2名)

5. 議案

議事録署名委員の指名

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について

報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地  
利用集積計画の期間延長について

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について

議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による  
内子町農用地利用集積等促進計画の決定について

6. 農業委員会事務局職員(3名)

## 7. 会議の概要

事務局

それでは、時間もまいりましたので、只今から6月の定例総会を開会いたします。起立、一同礼、着席。

本日の定例総会ですが、農業委員が15名出席、推進委員が13名出席で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。

それでは、会長にごあいさつをいただき、会議規則により議事進行については、会長にお願いいたします。

会長

皆さんこんにちは。本日は全員出席の総会となりますが、たくさんの方にお集まりいただきありがとうございます。今、米が大変な騒動になっておりますが、末端価格が4,000円を切っており少しずつ収まりつつあるのかなと感じております。内子町でも田植えが五月の初めから始まって今月の中旬くらいで大体が終わった状態です。どのくらい面積が減ったのか、増えたのか今回お配りする農地現況調査で調べていただき、集計していただければと思います。

今月から梅雨に入りましたが今年の梅雨は気温も低く、しとしと降った最近にない梅雨らしい梅雨かなと思っております。先週は梅雨の中休みということできなり真夏の天候になり、私も草刈りをしておりましたら熱中症になってしまいました。40度の熱が二日続き、38度を超える熱が二日間続きました。「あと少し、あと少し」と作業した結果が約三日間の休みとなり逆に仕事が捗らず、大変反省しております。全国でもこの高温で亡くなる方もおられるということで聞いております。いざ熱中症になってみると亡くなる方の状態がわかる気がしました。十分気を付けて水分、塩分をとって熱中症にならないように作業してください。今週末からまた数日気温の高い日が続きます。十分気を付けて作業していただき、農業されておられる方を見かけた際は、一声かけていただきたいと思います。

今月の初めには内子町でトラクターの事故があったと聞いております。川にトラクターが落ちて亡くなられたそうです。数年前にはエスエスの事故も起きております。エスエスやそのほかの農機具を使用される際は十分気を付けて作業していただき、また周りにも注意喚起していただけたらと思います。今回は農地現況調査などいくつかのお願いがありますのでよろしく申し上げます。本日の議案も慎重なる審議をお願いいたします。

それでは、ただいまより第28回内子町農業委員会定例総会を開催いたします。事務局より本日の日程の説明をいたします。

事務局

それでは、本日の日程についてご説明をいたします。  
報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について、14件、  
報告第2号 農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、3件、  
議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について1件、  
議案第2号 内子町農業振興地域整備計画変更に伴う農業委員会の意見について、1件、  
議案第3号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について、2件  
案件は以上でございます。

会長

それでは、只今から議案の審議に入ります。本日の議事録署名人の指名をいたします。署名人に●番●委員、●番●委員を指名いたしますのでよろしくをお願いします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出について事務局より説明をいたします。

事務局

報告第1号は14件でございます。議案書のほうは1ページから19ページまでになります。個別の説明については割愛させていただきますが、相続により農地の所有権を取得した旨の届出がありましたのでご報告いたします。  
以上でございます。

会長

只今の報告第1号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第1号を終わります。

それでは、報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条第1項の規定による内子町農用地利用集積計画の期間延長について、事務局より説明をいたします。

事務局

報告第2号は3件でございます。議案書のほうは20ページ、21ページになります。個別の説明については割愛させていただきますが、地域計画が策定される前に農業経営基盤強化促進法により利用権設定がなされたもので、契約期間の延長を行う旨の報告がありましたのでご報

事務局

告いたします。

会長

只今の報告第2号について、発言のある方はございませんか。

(発言なし)

会長

特にないようですので、以上で報告第2号を終わります。

次に、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議します。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の22ページをご覧ください。議案第1号についてご説明いたします。

申請地は、内子町●の農地、田1筆 435㎡です。

譲渡人は、内子町●の●さん、譲受人は、内子町●の●さんで、売買による所有権移転です。

それでは、別紙調査書の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項の各号についてご説明いたします。

第1号の全部効率利用要件ですが、●さんは相手方の要望により申請地を譲渡することになったそうです。●さんは、自宅横にある田を譲り受けて、稲作を行う予定であります。生産に必要な農機具は、軽自動車、トラクター・田植機を保有し、必要な農機具があれば購入予定であります。農作業経験は、農業歴50年であり、農業に必要な技術はあると考えられます。また、申請地は徒歩で1分の所にあることから、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

第2号、第3号については該当いたしません。第4号の農作業常時従事者ですが、譲受人が年間180日以上農作業に従事することから、農作業常時従事者と見込まれます。第6号の転貸にも該当していません。第7号の地域の調和要件についても、譲受人は地域の取り決めに従い支障のないよう耕作するものであり、地域農業の調和を乱すような権利取得にはならないと考えています。

2ページをお開きください。別紙1の農地法その他の農業に関する法令の遵守の状況等についてですが、農地法、農業振興地域の整備に関する法律、種苗法、農薬取締法などの違反は見受けられず、過去に農地等を取得後3年以内に権利移動や転用を行っていないことから問題はないものと見込まれます。

以上、ご審議の程よろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

6月22日、農業委員の●さんと一緒に、申請人である●に会って話を聞きました。

譲渡人の●さんは、●さんの要望により申請地を譲り渡すことになったそうです。●さんは、申請地を譲り受けてお米を栽培する計画です。農業歴は50年で、長男にも農作業を手伝ってもらっております。生産に必要な農機具は、軽自動車やトラクターなど持っており、必要な農機具があれば積極的に購入予定であります。また、農作業の従事日数年間180日を見込んでおり、申請地は自宅の前にあり、歩いて1分ほどのため、全部効率利用要件は満たされると見込まれます。

農業に関する法令などにも違反していないことから、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第2号、内子町農業振興地域整備計画変更に伴う関係機関の意見について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案書の23ページをご覧ください。議案第2号についてご説明いたします。地図の方は25、26ページになります。23ページにお戻りください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定により、内子町農業振興地域整備計画変更に伴い、内子町長より令和7年6月3日付けで、農業委員会に意見を求められております。

申請地は、内子町●の農地、畑1筆、818㎡です。土地所有者は、●さん、申請者は耕作者の●さんで、編入の目的は、優良農地のためです。

それでは、24ページの概要書をご覧ください。1の変更事由として、対象農地は中山間地域における優良農地であり、今後の農業振興と農地保全、さらには農業意欲の高揚を図るため、農用地区域へ編入するものであります。

現地は、栗畑として利用されており、今後も適切に管理し農地を守っていかうということでありまますので、事務局としては、この計画変更につい

事務局

ては適当であると考えております。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

事務局から説明がありました。調査の報告をお願いします。

●番  
●委員

6月15日、農業委員さんと一緒に、申請人の●さんに電話で話を聞きました。

先程の事務局の説明のとおりで、申請地は農業振興地域内中山間地における優良農地です。

申請地は、●さんが粟を耕作している農地で、現隣接する農地と一体的に生産振興と農地の保全を図るため変更したいとのことで、特に問題は無いと思われま

す。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

調査の報告がありました。本件を許可することに異議はございませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、本件を許可することに決定しました。

次に、議案第3号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による内子町農用地利用集積等促進計画の決定について審議

します。事務局の説明を求めます。

事務局

議案書の27ページをご覧ください。内子町長より令和7年6月6日付けで農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による、農用地利用集積等促進計画の決定について承認を求められています。

集積計画の概要ですが、28ページをご覧ください。利用権の新規設定で、田が4筆 6, 857㎡です。

集積計画の内訳については、29ページをご覧ください。表の左側に番号を打っておりますので、1番から順番にご説明いたします。

1番 内子町●の農地、田4筆、6, 857㎡です。貸付人は、内子町●の●さん、内子町●の●さん、大洲市●の●さん、借受人は、松山市●の●で、賃借権及び使用貸借の新規設定です。

事務局

2番 内子町●の農地、田4筆、6, 857㎡です。  
貸付人は、●借受人は●で、賃借権及び使用貸借件の新規設定です。

以上、いずれの案件も農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定の要件を満たしていると思込まれます。

ご審議の程よろしくお願いたします。

会長

事務局より説明がありました。本件について、ご意見、ご異議はありませんか。

(全員異議なし)

会長

異議なしと認め、内子町農用地利用集積等促進計画は原案のとおり承認することに決定しました。

以上をもちまして本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。よって、本日の議事を閉じたいと思います。